

令和3年5月28日

▼タイトル

高島市新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

▼概要

本日、高島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第26回）を開催し、次の方針を決定しましたのでお知らせします。

○琵琶湖岸の閉鎖について（延長）

近隣府県の緊急事態宣言が延長されることとなったため、琵琶湖岸自然公園園地駐車場等47ヶ所について、次のとおり閉鎖期間を延長します。

目 的：緊急事態宣言下にある近隣府県からの来訪抑制のため

閉鎖延長期間：令和3年6月1日（火）～6月20日（日）まで

▼問い合わせ先

- 所 属：政策部 危機管理局防災課
- 担 当：田村・桂田
- 電話番号：0740（25）8133
- ファックス：0740（25）8551